

平成26年度  
ファンシーバッグ製作業務仕様書

平成26年11月

# 1. 総則

## 1.1 業務の件名

「平成26年度 ファンシーバッグ製作業務」(以下「本業務」という)とする。

## 1.2 仕様書の目的

本仕様書は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という)が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

# 2. 業務概要

## 2.1 業務の目的

県外におけるイベント(旅行博、物産展等)において、沖縄の観光情報(パンフレット等)を配布する際に活用する。

## 2.2 製作物の規格

本仕様書が規定する業務委託の製作物は次のとおりとする。

- (1)品名:ファンシーバッグ
- (2)部数:142,000部
- (3)サイズ:幅320mm×高さ440mm
- (4)原反:LD乳白80 $\mu$
- (5)印刷:片面4色/片面2色
- (6)加工:小判抜き
- (7)データ:両面ともOCVBより提供

※印刷の際にレイアウト調整及び簡易な修正が入る場合は、OCVBと協議のうえ決定する。

## 2.3 スケジュール

受託事業者は以下の内容にて受託内容の実施及び成果物等の納品を行うこと。

納品の期日に関しては下記スケジュールのとおりとする。また、在庫は受託事業者倉庫に保管するものとする。

初回納品期日:平成27年1月15日(木) 10,000部

※その後の納品期日、納品部数に関しては受託事業者とOCVBが協議をして決定する。

## 2.4 瑕疵担保責任

OCVBへの引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果品の修補を行うこと。

## 2.5 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権(財産権)を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

以上